

令和3年10月29日ヒアリング資料

# 農地における盛土等の現状と課題

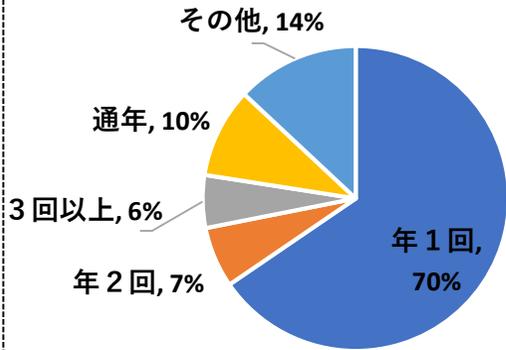
〔 本資料は、都道府県農業会議、市町村農業委員会より  
確認した現状と課題を取りまとめたものである 〕

# 1. 農業委員会による農地パトロールの実施状況及び課題

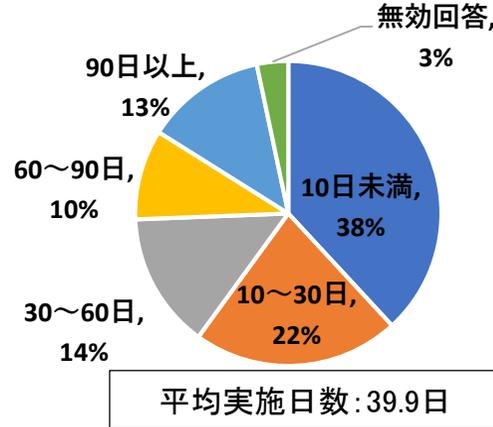
- ・農地パトロールは1,702全ての農業委員会で実施（現在の市町村数1,718に対し、1,694市町村で農業委員会を設置）
- ・8割以上の農業委員会が農地法第30条に定められた利用状況調査（※）と一体的に実施

（※）年1回区域内の全農地を対象に、遊休農地の状況や違反転用の有無等を原則目視で確認する調査

農地パトロールの実施頻度



農地パトロールを実施した日数（年間）



仙台市農業委員会の利用状況調査

- ・課題  
 広範囲を目視で調査するため、パトロールの効率化、きめ細かな確認が重要（P2参照）

不適切事案への対応（P. 9 参考1参照）

- ・農地パトロール等により不適切な事案を発見した場合には、事情を調査し都道府県知事へ報告するとともに是正を指導。

→それでも従わない場合には（事例）

- ・農地を無許可で埋め立て、建設残土の仮置き場として使用していた業者が農業委員会の指導に従わないため、県より原状回復命令書を交付してもらい、盛土された建設残土を撤去させた。（新潟県A市）
- ・県が違反転用者を原状回復命令違反で起訴。簡易裁判所において100万円の罰金に処する略式命令が確定した。（群馬県B市）

## ドローンを活用した利用状況調査

### <福岡県福岡市農業委員会>

平成30年度に市と協力して、一部地域でドローンを使った利用状況調査の実証研究を行った。その結果、現地調査にかかる時間は、従来の約4分の1と大幅に短縮し、遊休農地、荒廃農地の判定にも支障がないことが分かった。



ドローンで利用状況調査の検証をする福岡市農業委員会

## タブレットを活用した利用状況調査

### <茨城県笠間市農業委員会>

平成29年から市内13地区で各1台のタブレット端末を導入。これにより、現地調査の期間は約3分の1に短縮し、農地台帳への反映や遊休農地の地図作成等の事務量は約10分の1以下となった。タブレットに搭載されたGPS機能により、対象農地の位置確認が容易になった。



タブレットで現地調査する笠間市農業委員会

- 全国87農業委員会が、市町村費でタブレット端末を導入
- 令和4年度は国費により本格導入予定

## 2. 農地転用許可を要しない農地改良や通常の営農に伴う盛土等とそうでない盛土等の判別

- ・農地改良や通常の営農に伴う盛土等以外で農地に盛土等を行う場合は農地法第4条・第5条の農地転用許可を要する。
- ・農地改良や通常の営農に伴う盛土等については農地法第4条・第5条の農地転用許可の対象外だが、これらに当たるか否かを外形的に判断することは難しい場合が多いため、都道府県・市町村によっては、「農地改良の施行中は、土砂等の搬入に伴い耕作不能な状態が継続する」として、条例・要綱等により、一時転用として農地転用許可等の対象(市街化区域は届出)としている場合がある。
- ・ただし、例外措置として、農地改良面積、工事期間、表土の確保や掘削の深さ、等の基準を満たす場合は農地改良届出によるとしている。例外措置の基準は都道府県・市町村によって異なる。事例は以下の通り。

項目	内容
農地改良面積	1,000㎡未満(埼玉県)、3,000㎡未満(茨城県、栃木県)
工事期間	1か月以内(埼玉県)、6か月以内(茨城県、栃木県)
盛土の高さ等	表土に原則60cm以上耕作土確保(さいたま市) 盛土の高さ1m以下、掘削の深さ1m以下(岡山市)
農地の斜度・段差	30度以下(西都市)、道路との段差30cm以内(岡山市)
搬入土砂等	一般廃棄物・産業廃棄物は使用しないこと(埼玉県、さいたま市) 農作物の生育に適した土を使用(栃木県)

### 3. 適法に農地転用が完了した土地や非農地判断された土地における危険な盛土の防止策

- ・盛土等を行う事業者に対して、搬入する土砂の発生場所等の届出(発生場所、発生時期、土質、土量、搬入期間、等)、定期的な施行状況の報告、水質調査や土壌調査の実施報告の義務付けが必要。  
→農地であるか否かに関わらず、盛土に関する規制を一元化することが望ましい。
- ・農地転用の完了や非農地判断によって農地ではなくなった土地については、農地法や農業委員会の管理対象から外れるため、危険な盛土があっても対応できない。  
→災害の原因となりかねない危険な土地については、市町村の防災部局や建設部局、環境部局等への情報の引き継ぎがしっかりとされるよう情報共有の在り方等をルール化することが必要。

#### <違反転用の防止、早期発見に関する農業委員会と他部局の連携の例>

- ・建設部局と連携し、建築確認申請がなされた際の地目が農地である場合には、農地転用の許可後でなければ建築許可できないことを周知し、正式な手続きを行うよう指導・誘導する体制をとっている。(山形県C町、和歌山県D市)
- ・固定資産課税台帳と農地台帳の突合により、一致しない地目等を抽出・把握し、違反転用の発見、解消指導につなげている。

## 4. 農地における不適切な盛土事案の実態とそれを防止する上での課題、望まれる対策

### <農地における不適切な盛土の実態>

- ・一般残土を処分すると言いながら、その中に産業廃棄物が含まれているケースがある。(P. 10 参考2参照)
- ・農地改良と言いながら、残土処分そのものが目的となっているケースがある。

### <防止する上での課題と望まれる対策>

- ・都道府県知事等が「危険な盛土」の対策の履行を求めても行為者による十分な措置が講じられない場合や行為者が不明な場合には、都道府県知事等自らがすみやかに対策を行う代執行の措置が必要。
- ・盛土が複数の種別の土地(宅地、農地、林地等)にまたがって行われる場合もあることから、都道府県等においてドローンの活用による盛土等の効率的な現況確認等(パトロール)や危険な盛土の除去等を横断的に行う仕組みと体制が必要。
- ・法令に基づく許可を受けているか否かを周囲から識別できるようにすることにより、悪質な盛土の抑止が期待できることから、法令に基づく許可を得ていることを示す「許可済み標識」を工事期間中は掲示させることも有効ではないか。

様式第8号(第12条関係)

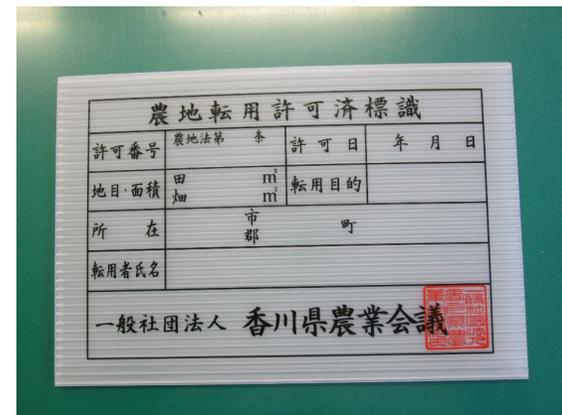
農地改良届出済標識		
届出年月日	年 月 日	
届出地	地番	さいたま市
	面積	m <sup>2</sup>
届出者氏名		
転用目的		

この標識は、さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱により設置したものです。

農地改良届出済標識(さいたま市)



農地転用許可済標識(香川県)



## 5. 農地における残土処分地の安全確保のために必要と考えられること

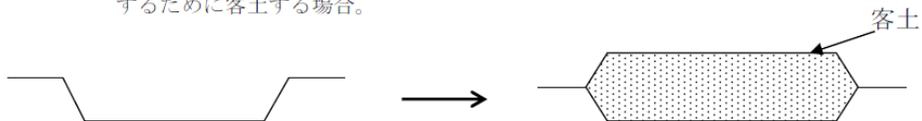
- ・残土処分地の盛土の高さ、のり面の勾配に関する統一的な基準の設定と遵守の規制制度の創設。
- ・残土処分地の雨水・地表水の排水施設、土砂の流出や盛土の崩壊を防ぐ擁壁等の施設の基準の設定と遵守の規制制度の創設。
- ・残土処分中の進捗状況報告、完了後の完了届の提出の徹底。
- ・行政による抜き打ち検査の実施。
- ・施行事業者および地権者と、その連絡先を記した看板の設置。

## 6. 盛土等の行為の規制の在り方を見直すに当たって、営農の観点から留意すべき点

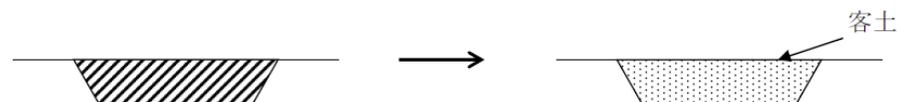
- ・法規制の検討にあたって、農地改良(客土)や通常の営農(農作業)に伴う盛土等の行為の取り扱いについては、危険性を考慮した上で、営農上の支障が生じないように十分に精査する必要がある。
- ・「危険な盛土」の対象となるものを明確化し、わかりやすく周知することが必要である。また、崩落による損害を受けるものとして、生命・人家にかかわるものだけでなく、農業用施設(用排水施設、畜舎、温室ハウス、農機具格納庫等)、農地(田・畑・樹園地等)の農業生産基盤に影響を及ぼすものも対象とする必要がある。

### <農地改良の例> さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱より

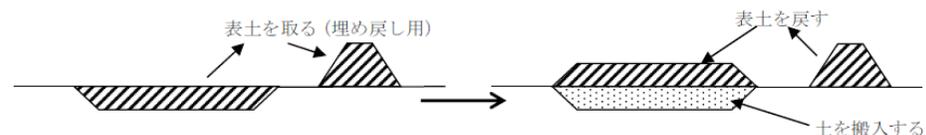
- 1 客土A…現況面が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げするため、表土として利用するために客土する場合。



- 2 客土B…農作物の生育に適さない表土を農作物の生育に適する表土に入れ替えるために客土する場合。



- 3 客土C…現況面が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げする場合で、現況面の表土を耕作土として使用するために掘削し、そこに土を搬入(客土)したあと、掘削した表土を埋め戻す場合。

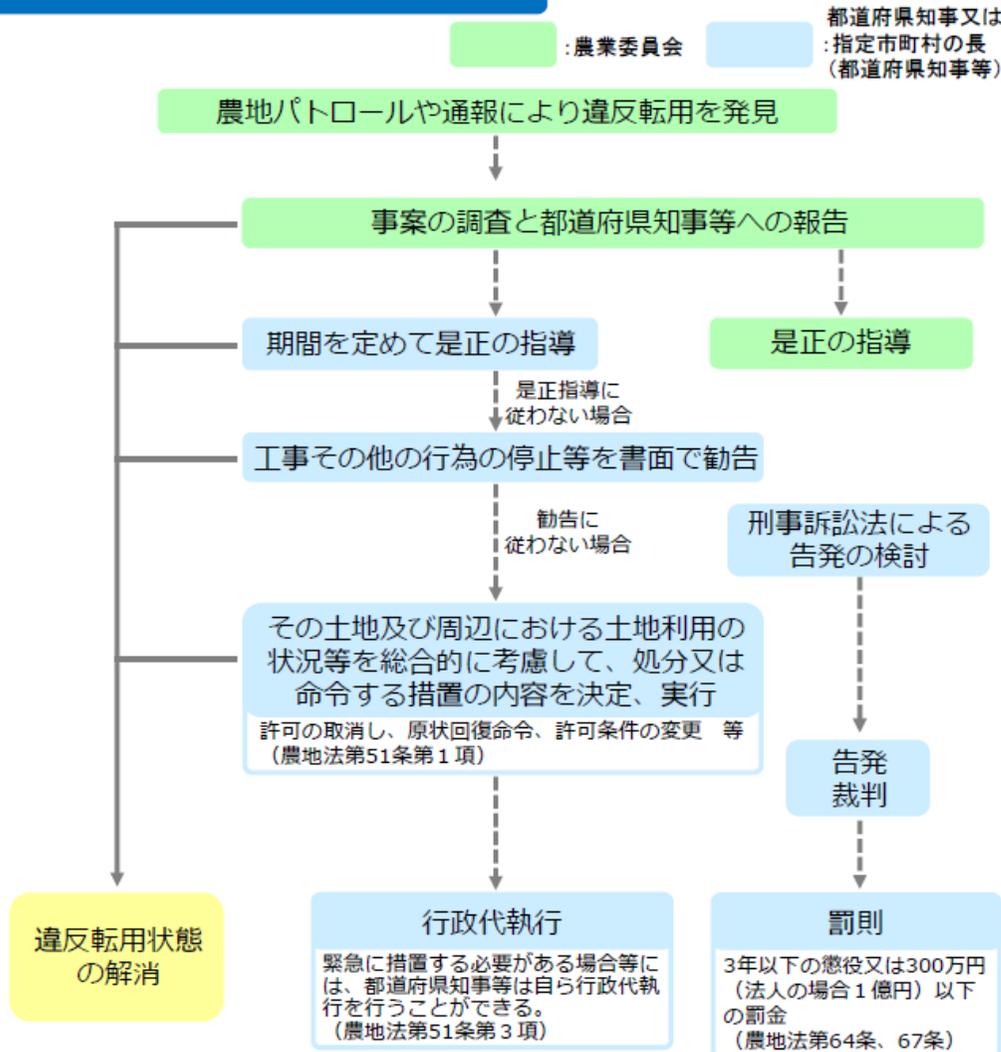


## 7. 建設残土を扱う事業者に対して、今後どのような規制が必要と考えるか

- ・建設残土の排出元の区域・位置の届出
- ・建設残土の排出先の区域・位置及び排出先の場所の土砂の受け入れの許可
- ・建設残土の地質・土壌成分の公表（証明書の発行）
- ・都道府県、市町村段階での条例等ではなく、全国一律で規制が可能となる法律の制定  
→規制に際しては、特定の地域へ盛土が集中しないよう配慮が必要
- ・規定に違反した場合の罰則の導入、厳格化
- ・地権者だけでなく施工業者、発注元業者に対する排出連帯責任の法制度上の位置づけ
- ・事業完了後にも責任が追及できる体制の整備（事業者が解散した場合等の対応も含め）

# (参考1) 違反転用に対する措置について

## 違反転用に対する一般的な対応の流れ



- 違反転用行為とは (農地法第51条第1項)
- 許可を受けずに農地を転用すること
  - 許可を受けずに農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと
  - 転用許可に付した条件に違反すること
  - 違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと
  - 虚偽等の不正な手段による許可を受けること

(参考2) 砂利採取による一時転用での埋め戻しにより、農地に影響が出ている事例



【写真1】  
埋め戻した耕土に手のひら大の石や砂利が含まれている（S総合建設）



【写真2】  
埋め戻したが均平でなく、水管理に支障が出る（A工業）



【写真3】  
埋め戻したが、畑として使うとの地主の意向から、元の農地の高さより大幅に嵩を上げていたため、周辺農地に悪影響が出ている（m有限会社）



【写真4】  
埋め戻した耕土に瓦礫等が含まれており、埋め戻し土の質に不安が残る（m有限会社）